

南部桧山衛生管理組合における女性職員 の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日
南部桧山衛生処理組合

南部桧山衛生管理組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、南部桧山衛生管理組合長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について、必要に応じて協議を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条に基づき、本組合において、それぞれ女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

(1) 状況把握・分析

【1】職員数 (平成27年4月1日現在)	11名 (派遣職員を除く)
【2】女性職員の採用割合 (平成27年4月1日現在)	採用者なし
【3】採用試験の受験者の女性割合	—
【4】職員の女性割合	0.0%
【5】継続勤務年数(又は離職率)の	男性 9年

男女差	女 性	—	
【6】約10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合	男 性	該当者なし	
	女 性	—	
【7】男女別の育休取得率	男 性	0.0%	
	女 性	—	
【8】男性の配偶者出産休暇等取得率	100.0%		
【9】超過勤務の状況	7.5時間 (1人1月平均)		
【10】年次休暇等取得率	68.9%		
【11】管理職の女性割合	0.0%		
【12】各役職段階の職員の女性割合	係長 相当職	主幹 相当職	課長 相当職
	0.0%	0.0%	0.0%
【13】中途採用の男女別実績	採用者なし		

(2) 数値目標

- ①女性の職員がいないという現状を踏まえ、まずは女性の職員を1名とする。
- ③平成37年度までに平均超過勤務時間を、平成26年度の実績(7.5時間)から縮減し、月6.5時間以下にする。
- ④平成37年度までに年次休暇の平均取得率を、平成26年度の実績(68.9%)から引き上げ、75%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び時期

- (1) 次回の職員採用時に、女性の受験者を増やすよう、各関係機関に積極的に広報するよう検討する。
- (2) 平成28年度より、各職員の業務量の平準化を図るとともに業務分担の見直しを行う。また、超過勤務縮減に向け管理職員が各職員に意識づけを行い、可能な限り休日出勤を減らす。
- (3) 年次休暇等取得率は、各職員で取得率の差が大きいため、全職員が平均して取得できるように努める。